

IPv6 アドレスの維持料金額改定(案)

第 33 回総会においてご承認いただいた、IPv4 アドレス維持料の改定に引き続き、IPv6 アドレスの維持料金額を改定することについてご承認願います。

1. 金額改定案

IPv4 アドレスと IPv6 アドレス維持料の金額を、同一クラスは同一金額とするため、クラス l~f の IPv6 アドレス維持料の金額を改定する。
改定金額は下記表の太枠内を参照。

JPNIC 料金カテゴリ		IPv6 現行維持料	IPv6 新維持料	IPv4 現行維持料 (参考)	
クラス	サイズ (IPv6)				
l	/22超	¥4,200,000	¥4,200,000	/10超	¥4,200,000
k	/22以下	¥3,780,000	¥3,517,500	/10以下	¥3,517,500
j	/23以下	¥3,780,000	¥2,793,000	/11以下	¥2,793,000
i	/24以下	¥2,940,000	¥2,215,500	/12以下	¥2,215,500
h	/25以下	¥2,268,000	¥1,753,500	/13以下	¥1,753,500
g	/26以下	¥1,680,000	¥1,396,500	/14以下	¥1,396,500
f	/27以下	¥1,176,000	¥1,102,500	/15以下	¥1,102,500
e	/28以下	¥840,000	¥840,000	/16以下	¥840,000
d	/29以下	¥577,500	¥577,500	/17以下	¥577,500
c	/30以下	¥472,500	¥472,500	/18以下	¥472,500
b	/31以下	¥367,500	¥367,500	/19以下	¥367,500
a	/32以下	¥262,500	¥262,500	/20以下	¥262,500

2. 改定にともなう影響

IPv4 アドレスと IPv6 アドレス両方の割り振りを受けている場合、IP アドレス維持料は従来通りいずれか高い方の金額を適用する。

本来、IPv4、IPv6 アドレス維持料は同時に改定されるべきであるが、今回 IPv6 アドレス維持料改定の時期が異なることによって、指定事業者が影響を受けることはない。

3. 実施スケジュール

2008/02/15 理事会承認

2008/03/21 総会承認

(同日開催の理事会にて「IP アドレス割り当て等に関する規則」改定の承認)

2008/03/21 「IP アドレス割り当て等に関する規則」公示

2008/05/21 同規則の施行開始

以上